

明朝廷による蜆民への支配について —廣東河泊所の統制を例にして—

王 歓歡*

目次

はじめに

一、廣東河泊所の設立と所在

二、廣東河泊所の役割—蜆民戸籍の管理と魚課の徴収

三、廣東河泊所支配の衰勢

おわりに

はじめに

蜆民（蜆戸・蜆民・蜆戸・艇家・蜆民・龍戸など）とは、船上で漁業を営みつつ暮らす人々である。唐宋以来、彼らは主に兩廣及び福建の沿海域・河川域に集中して生活していた。その職業は漁業を主とし、また商売にも従事した。蜆民は交通輸送など多方面で重要な役割を果たしていたが、特殊な風俗と水上の生活習慣を持つので、差別の対象とみなされ、通常の社会的地位を有さなかった¹。

蜆民に対して朝廷は政策を定め、支配を実施した。その支配政策は唐代にまで遡ることができる。『（道光）廣東通志』巻330・列傳63・嶺蠻に「唐代以来、蜆丁の数を計って糧食を納めさせた」とあるように、唐朝廷は蜆民の人口を把握するとともに、これによって徴税の基礎を構築することを目指した²。しかしながら、徴税の具体的な状況については史料に乏しく、ここでは詳論できない。宋代になると、蜆民は縣によって支配された³。また、宋・元兩王朝の統治者は蜆民たちに対して徭役を課していた。徭役の内容は、蜆民固有の職業とされた漁業に従って課せられた。蜆民は真珠を採取することに長けていたので、朝廷は蜆民に真珠の上納を命じていた。貢納については『宋史』に2箇所の記事がある。その1つは巻31・高宗本紀に、「閏10月丙午に廉州（現在の廣西合浦縣廉州鎮）の貢珠を罷め、蜆丁を解放して自由にさせた」⁴とあり、もう1つは巻186・食貨志

* 海南大学外国語学院（令和4年岡山大学大学院博士後期課程修了）

¹ 拙稿「雍正帝の賤民解放令にみる蜆民」（『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第48号、2019年）、191頁；拙稿「屈大均『廣東新語』にみられる蜆民関係史料の価値とその限界」（『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第50号、2021年）、71・86頁。

² 阮元修・陳昌齊纂『（道光）廣東通志』巻330・列傳63・嶺蠻（上海古籍出版社、2002年）、713頁：蜆戸、……自唐以來、計丁輸糧。明洪武初、編戸里長、屬河泊所、歲收魚課。……

³ 樂史『太平寰宇記』巻157・嶺南道1・廣州新會縣（中華書局、2007年）、3021頁：蜆戸、縣所管、生在江海、居於舟船、隨潮往來、捕魚為業。……

⁴ 脱脱等撰『宋史』巻31・高宗本紀（中華書局、1986年）、586頁：閏十月丙午、罷廉州貢珠、縱蜆丁自便。

に、「（紹興）二十六年（1156）に廉州の貢珠を罷め、蜆丁を解散させた」⁵とある。また、『元史』巻29・泰定帝本紀にはつぎのように記す。「泰定元年（1324）7月癸卯に廣州、福建などの採珠の蜆戸を罷め、民となし、1年分の賦税を免徐した」⁶。さらに、『嶺外代答』巻3・蜆蠻には、蜆民は水戦が得意であったということが書かれている⁷。宋恭宗、元世祖などの時期には、廣州などの蜆民を水軍としていた⁸。従って、兵役も蜆民が負っていた役務と言える。このことから、北宋以後、朝廷が蜆民に対して支配を加える記事が多くなり、各種の徭役が課されていたことがわかる。その役務の種類は主に真珠の上納と兵役にわけられると言えよう。

明代になると、朝廷はやはり蜆民を利用して水軍に編成しているが⁹、蜆民に対する中央王朝の支配政策はこの時期から著しく変化があった。具体的に言えば、明太祖が河泊所を置いて蜆民を治めさせるようになったことである。かつ政令により、蜆民より魚課（漁業税）を徴収することを河泊所の主要任務とした¹⁰。それゆえ、蜆民魚課の徴収機関である河泊所についての研究を行うことは、明朝廷による蜆民への支配政策を把握するために意義がある。

さて、河泊所による蜆民の支配に関する代表的な先行研究としては、中村治兵衛『中国漁業史の研究』（刀水書房、1995年）、楊培娜「明代中後期漁課徵納制度変革与閩粵海界圈占」（『學術研究』第9期、2012年）等の論考が刊行されている。以上の2専論は、明代の魚課は河泊所が漁戸（蜆民を含む）より徴収する漁業税を指すが、徴収する物品は時代と地域によって異なり複雑であるという重要な指摘を行っている。とくに中村は、明初の魚課の内訳について詳述し、折納や追加徴収などについて論じている。さらに河泊所設置の経過と分布について、明代の地方志を主要な史料として明らかにする。ただし、蜆民の魚課についての情報は少なく、また蜆民に対する河泊所の支配を十分には把握できていない状況にある。

なお、廣西と福建河泊所についての史料は少ないが、廣東河泊所に関する史料は比較的豊富である。特に廣東地方志のうちには、数多くの興味深い史料が含まれている。よって、廣東河泊所の研究にとって廣東地方志が注目すべき重要な史料であることは言うまでもない。そこで本稿では、主に『（嘉靖）潮州府志』・『（嘉靖）香山縣志』や『（康熙）瓊山縣志』・『（道光）廣東通志』などにみえる河泊所の記載を基に、明朝廷の蜆民支配政策について、とくに廣東河泊所による統制

⁵ 前掲『宋史』巻186・食貨志、4565頁：紹興二十六年、罷廉州貢珠、散蜆丁。盖珠池之在廉州凡十餘、接交阯者水深百尺、而大珠生焉。蜆往採之、多為交人所取、又為大魚所害。至是、罷。

⁶ 宋濂等撰『元史』巻29・泰定帝本紀（中華書局、1976年）、649頁：泰定元年七月癸卯、罷廣州・福建等處採珠蜆戸為民、仍免差稅一年。

⁷ 周去非『嶺外代答』巻3・蜆蠻（中華書局、1999年）、116頁：廣州有蜆一種、名曰盧停、善水戰。

⁸ 史澄等纂『（光緒）廣州府志』巻114・列傳・區士衡（成文出版社、1966年）、35頁：（宋恭宗時）區士衡上書丞相陳宜中、謂水軍蜆子、慣習鯨波、足以敵北兵；前掲『元史』巻209・安南傳、4650頁：（元世祖時）八月、平章不忽木等奏立湖廣安南行省、給二印、市蜆船百斛者千艘、用軍五萬六千五百七十人、糧三十五萬石、馬料二萬石、鹽二十一萬斤、預給軍官俸津、遣軍人水手人鈔二錠、器仗凡七十餘萬事。

⁹ 前掲『（光緒）廣州府志』巻78・前事略4、349頁：（明太祖時）三月、命南雄侯趙庸籍廣州蜆戸萬人為水軍。

¹⁰ 陳序經『蜆民的研究』（商務印書館、1946年）、96頁。また、前注2を参照。

に重点を置いて、その構成や役割などの問題を考察すると同時に、廣東河泊所が蠶民より徴収した魚課の額や如何なる徴収を行っていたかについても検討を試みる。

一、廣東河泊所の設立と所在

河泊所の由来に関しては、元代に起源するという見解が注目される¹¹。『元典章』によると、元代において河南行省・湖廣行省の両湖・江浙行省に16ヶ所の河泊所がおかれていた¹²。だが、これらの河泊所は魚戸・湖池塘の利用者より魚課を徴収することを任務とする¹³。元朝廷が河泊所を通じて蠶民への支配を行ったことを明示した史料は現在のところ見つかっていない。また、拙稿で指摘した通り、蠶民は中国両廣と福建の沿海域と河川域に集まっていた¹⁴。よって、元代の河泊所は蠶民に対する支配の性格を有していなかったと言える。

明代になると、直隸・湖廣（現在の湖北省と湖南省）・江西・浙江・福建・両廣・河北・雲南・四川に分布している漁戸はすべて河泊所の管轄下に置かれた¹⁵。『明史』に「河泊所の官は魚税を収めることを掌る。閘官・壩官が水門の開閉を制御する。洪武十五年（1382）、全国に凡そ252ヶ所の河泊所を定める。毎年徴収する糧食が5000石以上10000石に至るまでの河泊所は官3人を置き、1000石以上は2人を置き、300石以上は1人を置く」¹⁶と記してある。以上より、明朝廷は依然として河泊所を通じて漁戸より魚課を徴収したことがわかる。

一方、『（萬曆）廣東通志』巻70・外志5・雜蠻に「蛋戸は舟を家とし、漁撈を生業とする。……洪武初期、戸に編して里長を立て、河泊所に属させ、毎年、魚課を納めさせた」¹⁷とあり、『（康熙）瓊山縣志』巻3・賦役志・魚課をみると、「洪武癸亥年（1383）に河泊所を設けて、蠶戸を統轄し、毎年649石9斗9升の魚課米を上納させた」¹⁸といった記述も存在する。さらに、地方志などの古文獻の記載以外にも、新中国の初期において政府が廣東省、福建の一部及び梧州市に住む蠶民について調査を実施した記録がある。これらの調査の中で注目したいのは、廣東河泊所の源流

¹¹ 歴史学界では、河泊所の起源についての論が一致している。代表的な研究としては、中村治兵衛の『中国漁業史の研究』（刀水書房、1995年）や尹玲玲の「明代的漁政制度及其變遷—以機構設置沿革為例」（『上海師範大學學報』第32卷・第1期、2003年）などが広く知られている。

¹² 薛磊「元代河泊所與河泊課考訴—從“金山台池印”談起」（『中国社會經濟史研究』第3期、2017年）、3頁。

¹³ 中村治兵衛『中国漁業史の研究』（刀水書房、1995年）、112-115頁。

¹⁴ 拙稿「蠶民の源流・人口・地域分布に関する一考察」（『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第51号、2021年）、47頁。

¹⁵ 前掲『中国漁業史の研究』、116・148・157頁。

¹⁶ 張廷玉等撰『明史』巻75・志第51・職官4・河泊所（中華書局、1984年）、1852頁：河泊所官、掌收魚税。閘官・壩官、掌啓閉蓄洩。洪武十五年定天下河泊所凡二百五十二。歲課糧五千石以上至萬石者、設官三人。千石以上設二人。三百石以上設一人。

¹⁷ 郭棐等纂修『（萬曆）廣東通志』巻70・外志5・雜蠻（早稲田大学所蔵古典籍影印、1602年）、44頁：蛋戸者、以舟楫為宅、捕魚為業。……洪武初編戸立里長、屬河泊所、歲收漁課。……

¹⁸ 王贊纂修『（康熙）瓊山縣志』巻3・賦役志・魚課（書目文獻出版社、1992年）、423頁：洪武癸亥（十六）年設河泊所統蠶戸、歲辦魚課米六百四十九石九斗九升。後間有增減、實編魚課米六百零四石二斗一升五合。每石折銀一分五厘、共該折銀一百九十兩三錢二分七厘七毫二絲五忽。例不派四差。

明朝廷による蜑民への支配について
 一廣東河泊所の統制を例にして― 王 歆歆

に関する『廣東蜑民社會調査』の記述である。ここでも明の初期になって初めて蜑民の支配機関である廣東河泊所を設けたと述べている¹⁹。従って、明初において、廣東河泊所が即ち蜑民の支配機関となっていたことには疑いの余地がない。次に、現在のところ集められる史料を基に、明代における廣東河泊所の設立・廃止年代及び所在を表にまとめた。

表:明代廣東河泊所の設立・廃止年代と所在

設立年代	所在	典拠	廃止年代
洪武二年(1369)	惠州府河源縣	『(嘉靖)惠州府志』卷6・公署志	廃止年不詳
洪武四年(1371)	惠州府興寧縣	『(嘉靖)惠州府志』卷6・公署志	正統十三年(1448)
洪武初(具体年不詳)	瓊州府會同縣	『(正德)瓊台志』卷27・古蹟	景泰二年(1451)
洪武六年(1373)	瓊州府昌化縣	『(正德)瓊台志』卷27・古蹟	景泰二年(1451)
洪武十年(1377)	惠州府府屬	『(嘉靖)惠州府志』卷6・公署志	未廃止
洪武十年(1377) ²⁰	韶州府樂昌縣	『(嘉靖)韶州府志』卷6・古蹟	景泰七年(1456)
洪武十四年(1381)	廣州府清遠縣	『(民国)清遠縣志』卷15・古蹟	萬曆九年(1581)
洪武十四年(1381)	廣州府香山縣	『(嘉靖)香山縣志』卷3・政事志・魚鹽	萬曆九年(1581)
洪武十四年(1381)	廣州府新會縣	『(萬曆)新會縣志』卷2・公署	萬曆九年(1581)
洪武十四年(1381)	廣州府東莞縣	『(天順)東莞縣志』卷3・合屬衙門	萬曆元年(1573) ²¹
洪武十四年(1381)	潮州府揭陽縣	『(嘉靖)潮州府志』卷2・建置志	景泰二年(1451)
洪武十四年(1381)	潮州府饒平縣東口村	『(嘉靖)潮州府志』卷2・建置志	景泰二年(1451)
洪武十四年(1381)	潮州府程鄉縣	『(康熙)程鄉縣志』卷3・版籍志・田賦	嘉靖十一年(1532)
洪武十四年(1381)	惠州府海豐縣	『(嘉靖)惠州府志』卷6・公署志	廃止年不詳
洪武十四年(1381) ²²	潮州府潮陽縣	『(隆慶)潮陽縣志』卷9・官署志・河泊	廃止年不詳
洪武十四年(1381)	肇慶府封川縣登榮坊	『(天啓)封川縣志』卷5・建置	嘉靖十一年(1532)
洪武十六年以前(具体年不詳)	肇慶府四會縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	廃止年不詳
洪武十六年以前(具体年不詳)	肇慶府高要縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	隆慶元年(1567)
洪武十六年以前(具体年不詳)	肇慶府陽江縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	萬曆九年(1581)
洪武十六年以前(具体年不詳)	肇慶府德慶州	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	隆慶元年(1567)
洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府瓊山縣	『(正德)瓊台志』卷11・田賦・漁課	未廃止
洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府澄邁縣	『(正德)瓊台志』卷11・田賦・漁課	未廃止
洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府臨高縣	『(正德)瓊台志』卷11・田賦・漁課	未廃止
洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府文昌縣	『(正德)瓊台志』卷11・田賦・漁課	未廃止
洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府儋州	『(正德)瓊台志』卷11・田賦・漁課	未廃止
洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府萬州	『(正德)瓊台志』卷11・田賦・漁課	未廃止

¹⁹ 廣東省民族研究所編纂『廣東蜑民社會調査』（中山大学出版社、2001年）、5・120-121頁。

²⁰ また、一説には洪武十五年に設けられたという。蔡逢恩修・林光斐纂『（同治）樂昌縣志』卷2・公署（成文出版社、1967年）、35頁：河泊所、洪武十五年開辦、總旗張崇開設、景泰七年邑人給事白瑩奏革。

²¹ また、一説には萬曆九年に廃止されたという。申時行等修・趙用賢等纂『（萬曆）大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課『續修四庫全書』789・史部・政書類（上海古籍出版社、1995年）、645頁：清遠縣河泊所、東莞縣河泊所、香山縣河泊所、新會河泊所、以上萬曆九年革。

²² また、一説には洪武二十七年に設けられたという。『（嘉靖）潮州府志』卷2・建置志（書目文獻出版社、1991年）、194頁：河泊所、在縣治西和平村、洪武二十七年建。

洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府崖州	『(正徳)瓊台志』卷11・田賦・漁課	嘉靖三十七年(1558)
洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府陵水	『(正徳)瓊台志』卷11・田賦・漁課	景泰二年(1451)
洪武十六年以前(具体年不詳)	瓊州府感恩縣	『(正徳)瓊台志』卷11・田賦・漁課	正統十三年(1448)
洪武十六年以前(具体年不詳)	惠州府龍川縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	廃止年不詳
洪武十六年以前(具体年不詳)	惠州府博羅縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	廃止年不詳
洪武十六年以前(具体年不詳)	惠州府歸善縣	『(康熙)歸善縣志』卷20・雜志・徭蛋	隆慶元年(1567)
洪武十六年以前(具体年不詳)	廣州府增城縣	『(乾隆)增城縣志』卷3・品族・徭蛋	廃止年不詳
洪武十六年以前(具体年不詳)	廣州府南海縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	未廃止
洪武十六年以前(具体年不詳)	廣州府順德縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	未廃止
洪武十六年以前(具体年不詳)	廣州府番禺縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	未廃止
洪武十六年以前(具体年不詳)	韶州府曲江縣河西下廂	『(光緒)曲江縣志』卷5・官舍・古署附	萬曆九年(1581)
洪武十六年以前(具体年不詳)	韶州府英德縣	『明英宗實録』卷116・正統九年五月丁巳	正統九年(1444)
洪武十六年以前(具体年不詳)	廉州府府屬	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	廃止年不詳
洪武十六年以前(具体年不詳)	廉州府欽州	『(嘉靖)欽州志』卷4・職官	嘉靖十年(1531)
洪武十六年以前(具体年不詳)	高州府府屬	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	隆慶元年(1567)
洪武十六年以前(具体年不詳)	高州府那黎	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	嘉靖三十五年(1556)
洪武十六年以前(具体年不詳)	高州府化州	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	廃止年不詳
洪武十六年以前(具体年不詳)	高州府吳川縣	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	隆慶元年(1567)
萬曆四年(1576)	潮州府澄海縣鮑浦	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	未廃止
萬曆四年(1576)	潮州府澄海縣東壠	『大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課	未廃止

* 出典:蔡逢恩修・林光斐纂『(同治)樂昌縣志』(成文出版社、1967年)、35頁;余鳳聲修・朱汝珍纂『(民國)清遠縣志』(成文出版社、1967年)、227頁;張希京修・歐樾華纂『(光緒)曲江縣志』(成文出版社、1967年)、80頁;黃一龍修・林大春纂『(隆慶)潮陽縣志』(上海古籍書店、1982年)、16頁;林希元輯『(隆慶)潮陽縣志』(上海古籍書店、1982年)、2頁;台湾中央研究院歷史語言研究所校印『明英宗實録』(中文出版社、1984年)、3228頁;郭春震纂修『(嘉靖)潮州府志』(書目文獻出版社、1991年)、195・198頁;李玘修・劉梧纂『(嘉靖二十一年)惠州府志』(書目文獻出版社、1991年)、76・79頁;劉廣聰纂『(康熙)程鄉縣志』(書目文獻出版社、1992年)、404頁;申時行等修・趙用賢等纂『(萬曆)大明會典』卷36・戸部23・課程5・魚課『續修四庫全書』789・史部・政書類(上海古籍出版社、1995年)、639・645-646頁;方尚祖纂修『(天啓)封川縣志』(海南出版社、2001年)、322頁;鄧遷纂・黃佐纂『(嘉靖)香山縣志』(嶺南美術出版社、2007年)、44頁;符錫纂修『(嘉靖)韶州府志』(嶺南美術出版社、2007年)、44頁;盧祥纂『(天順)東莞縣志』卷3・合屬衙門(嶺南美術出版社、2007年)、32頁;王命璿修・黃淳纂『(萬曆)新會縣志』(嶺南美術出版社、2007年)、103頁;連国桂修・龔章纂『(康熙)歸善縣志』(嶺南美術出版社、2009年)、240頁;唐胄修『(正徳)瓊台志』(嶺南美術出版社、2009年)、152頁。

* 廃止年代の欄の「廃止年不詳」は、古文献に河泊所を廃止した旨の記述があるが、具体的な廃止年代が記載されていないことを示す。「未廃止」は明末に至っても河泊所が置かれていることを示す。

上の表の如く、明代における廣東河泊所の設立状況は、瓊州府11ヶ所、廣州府8ヶ所、惠州府7ヶ所、潮州府6ヶ所、肇慶府5ヶ所、高州府4ヶ所、韶州府3ヶ所、廉州府2ヶ所で、合計46ヶ所である。これらの河泊所の設置場所は拙稿で検討した廣東蠶民の分布地²³とはほぼ一致していることが明らかである。また、この46ヶ所のうちで、瓊州府の河泊所が最も多かったことが確認される。これ

²³ 前掲拙稿「蠶民の源流・人口・地域分布に関する一考察」、64頁。

は離島の瓊州府（現在の海南島）に生きる蜑民の支配を強めるためであると考えられる。

さらに、設立年代については、大部の廣東河泊所は洪武十六年（1383）以前に設けられたことが示されている。一方、正統年間（1436-1449）から景泰年間（1450-1457）にかけて廃止された河泊所が多いこともわかる。具体的には、瓊州府5ヶ所、廣州府4ヶ所、肇慶府4ヶ所、韶州3ヶ所、潮州府3ヶ所、高州府3ヶ所、惠州府2ヶ所、廉州府1ヶ所で、合計25ヶ所の河泊所が廃止された。また、その他に廃止された9ヶ所の河泊所については、具体的な廃止の年代は明らかでない。その廃止の原因に関して、尹玲玲の推測は、財政支出を削減するために魚課の収納が困難な河泊所を廃止したというものである²⁴。尹の研究は重要な示唆を与えるが、更なる検討が必要である。

注目されるのは、『明史』には「明の初めには、沿海の要地に衛所を建て戦船を設けた。都司・巡視・副使などの官を置き、（沿海の要地を）厳しく守った」²⁵とあるが、『明太祖實録』等が記すように洪武・永樂両朝においてさらに廣東の蜑民を集めて水軍を組織していたことである²⁶。また趙金娥によると、徴用された蜑民らは沿海の衛所水軍に所属していたという²⁷。要するに、廣東の蜑民は衛所制²⁸の統制下に置かれていたと考えられる。しかしながら、章榮玲によれば、正統三年（1438）になると、衛所の軍籍に属する者の生活が苦しくなり、衛所の軍政は益々廃弛したため、沿海の諸衛所の兵が大量に逃亡し、丁壯の徴用も困難となったという²⁹。さらに『明英宗實録』正統十二年（1447）12月戊午に、「廣東儋州（現在の海南省儋州市）河泊所が奏するには、本所では漁を生業とする蜑民は元々2200余戸であった。その後、蜑民が兵役を避けようとして逃走したため、本所は880余石の魚課米を徴収できない。……」³⁰という記事もある。この史料から、兵役からの逃亡により蜑民の戸数が減少した結果、魚課の徴収が困難になったことがわかる。以上のことから、正統・景泰年間（1436-1457）において多くの蜑民が衛所制下の重い兵役に苦しんで河泊所の支配から離脱したため、大部分の河泊所は存在する必要がなくなったのだろう。

²⁴ 尹玲玲「明代的漁政制度及其變遷—以機構設置沿革為例」（『上海師範大學學報』第32卷・第1期、2003年）、97-98頁。

²⁵ 前掲『明史』卷322・列傳第210・外國3・日本傳、8352頁：明初、沿海要地建衛所、設戰船、董以都司・巡視・副使等官、控制周密。

²⁶ 台湾中央研究院歷史語言研究所校印『明太祖實録』卷143・洪武十五年閏二月癸亥（中文出版社、1984年）、2252頁：命南雄侯趙庸籍廣州蜑戸萬人為水軍。時蜑人附海島、無定居、或為寇盜、故籍而用之；前掲『明史』卷91・志第67・兵3・邊防海防民壯士兵、2244頁：永樂六年、命豐城侯李彬等緣海捕倭、復招島人・蜑戸・賈豎・漁丁為兵、防備益嚴。

²⁷ 趙金娥「明代廣東海防衛所空間形態研究」（華南理工大學博士學位論文、2019年）、83頁。

²⁸ 衛所制は、明朝の軍事制度である。1郡の要害の地に所を設け、数郡にわたるところには衛を設けた。おおむね5600人を衛とし、その長官は都指揮使である。1120を千戸所、その長官は千戸である。112人を百戸所とし、その長官は百戸である。衛所の最小部隊10人の長官を小旗、50人の長官を總旗という。黃宗義著・西田太一郎訳注『明夷待訪録—中國近代思想の萌芽—』（平凡社、1964年）、130-131頁。

²⁹ 章榮玲「明清廣東沿海所城的功能及演變」（『文博學刊』第3期、2018年）、106頁。

³⁰ 台湾中央研究院歷史語言研究所校印『明英宗實録』卷161・正統十二年十二月戊午（中文出版社、1984年）、3125頁：廣東儋州河泊所奏：本所蜑民原額船網等業二千二百餘戸、後因充軍逃故、遺下無徵魚課米八百八十餘石。……

さて、大部分の廣東河泊所は固定された建物があり、常に他の官署の付近に設けられた³¹。また明代に編纂された『(隆慶)潮陽縣志』巻9・官署志・河泊によると、潮陽縣の河泊所は20人の一般漁民と61戸の蜑民を統轄し、河泊と攢典などの官吏はかやぶきの建物で執務していたことがわかる³²。よって、粗末な建築や統轄人数の少なさにより、この河泊所が徴収する魚課は多くはないはずだと考えられる。さらに、河泊所の建物の具体的な記述に関して、『(萬曆)新會縣志』巻2・公署に「河泊所は宣化坊にある。……正堂は3間、東西廊は6間、門樓は1間ある。洪武十四年(1381)、大使である喬務が新會河泊所を建てた。魚課米は32524石4斗2升である。現在は廃止された」³³という記述がある。この史料からわかるように、新會縣の河泊所が毎年徴収する魚課は30000石以上であり、そうした河泊所にはまともな建築が使われている。以上より、廣東河泊所の建物は、官署の付近に設けることが通例であったが、建築の規模は魚課徴収の多寡などによって異なるであろうことが窺われる。

二、廣東河泊所の役割—蜑民戸籍の管理と魚課の徴収

本章では主に地方志の分析を通じて、廣東河泊所の役割を検討する。

『(嘉靖)香山縣志』巻3・政事志・魚鹽に「河泊所、洪武二十四年(1391)額。蜑戸6図(明清の地方行政区画の1つ)、里甲は縣制と同様である。大罾小罾、手罾、罾門、竹箔、簍箔、攤箔、大箔小箔、大河箔、小河箔、背風箔、方網、輦網、旋網、竹笊、布笊、魚籃、蟹籃、大罟、竹筴という19種の蜑戸がいる。2620戸である。毎年、縣は1戸の甲首を河泊所に派遣して各種の蜑戸より魚課を納入させる。成化八年(1472)、蜑戸は181戸である。黃寇反乱(黃蕭養の乱、1449-1550年)やその後の蜑戸の逃亡によって、(地方官府が)残った蜑戸を1図に統合した。現在、蜑戸の実数は120戸である。業戸(一般漁民)は34図、実数は2534戸である」³⁴とある。また、『(嘉靖)惠州府志』と明末清初・顧炎武の『天下郡國利病書』によれば、明太祖以来、地方官府は蜑民の人々の中で蜑長(蜑家里長、蜑民の甲首)を立て、河泊所がこれを統轄して、魚課を収めさせたと

³¹ 大部分の廣東河泊所が官署の付近に設けられたことについては、多くの地方志に記載されている。例えば、余鳳聲修・朱汝珍纂『(民国)清遠縣志』巻15・古蹟(成文出版社、1967年)、227頁:河泊所、廢署在縣治東、今裁、明洪武十四年立;郭春震纂修『(嘉靖)潮州府志』(書目文獻出版社、1991年)、195頁:河泊所在蛇浦巡司之北。

³² 黄一龍修・林大春纂『(隆慶)潮陽縣志』巻9・官署志・河泊(上海書店出版社、1982年)、16頁:邑之河泊、一其址在峽山都和平村、原設河泊一人、攢典一人、領課甲二十人、蜑船六十一隻。初、洪武十四年創立本所、以旗軍督辦漁課、僅搭草屋一座、後革。至二十七年、方設流官、領印記前來。而所官徐孔文、實始創造衙宇云。

³³ 王命璿修・黃淳纂『(萬曆)新會縣志』巻2・公署(嶺南美術出版社、2007年)、103頁:河泊所在宣化坊。……正堂三間、東西廊六間、門樓一間。洪武十四年、大使喬務建、魚課米三二五二四斗二升、今廢。

³⁴ 鄧遷纂・黄佐纂『(嘉靖)香山縣志』巻3・政事志・魚鹽(書目文獻出版社、1991年)、332頁:河泊所、洪武二十四年額。蜑戸六圖、里甲如縣制。有大罾小罾、手罾、罾門、竹箔、簍箔、攤箔、大箔小箔、大河箔、小河箔、背風箔、方網、輦網、旋網、竹笊、布笊、魚籃、蟹籃、大罟、竹筴等戸一十九色。二千六百二十戸、每歲縣差甲首一戸、赴所辦納各色課程。成化八年、蜑戸一百八十一戸。口同自黃寇作耗及後逃亡併為一圖、今實在一百二十戸。業戸三四圖、實在二五三四戸。……

いう³⁵。なお、明代の里甲制度では、110戸の里から富裕な10戸を里長とし、残り100戸を10甲に分け、それぞれ甲首を任じた。里長・甲首は1年交代で里甲の賦役黄冊の製作・徴税・治安維持に当たった。また、里甲冊は戸籍簿に相当する³⁶。以上より、廣東の蠶民は廣東河泊所に属し、地方の里甲（図）に編成されていた。また、廣東河泊所は蠶民と一般の漁民を管理していたが、戸籍冊を分けて編成したことを窺わせる。つまり、廣東河泊所の役割は、里甲を通じて蠶民の戸籍を管理することであったと言える。

そして、上記の史料を見ると、蠶長が河泊所に赴いて蠶民の魚課を徴収していたことが明らかである。蠶民魚課とは、河泊所が蠶民より徴収する漁業税を指す。それでは、蠶民の魚課とは具体的に何を徴収したのか、以下で検討を行う。

- 洪武十四年。河泊所……蠶戸歳徴魚課。除翎鰓外、俱徴糧米。『（天順）東莞縣志』
- 洪武十六年。本府除安定・樂會兩縣、共設河泊所凡一十一處、後廢會同・昌化・陵水・感恩四處、付縣代管課、凡魚米比附海菜・魚鰓・翎毛・翎鰓、計六項。『（正徳）瓊台志』
- 洪武二十四年。河泊所魚課米一百五十石一斗。……蠶民魚鰓、折收苧麻二百一十六觔、一十四兩一錢二分。翎毛二千五十根。『（嘉靖）興寧縣志』
- 成化八年。蠶民魚油・翎鰓折解麻鐵等料、共三百二十四觔一十三兩一錢二分。『（嘉靖）興寧縣志』
- 弘治十四年。魚油・翎鰓蠶民折收魚線膠九十六斤一十三兩六分。『（嘉靖）興寧縣志』
- 弘治十七年。蠶民魚線膠・黃麻等料、共二百七十四斤四錢、價銀十二兩八錢七分五釐。『（嘉靖）興寧縣志』
- 嘉靖元年。蠶民魚油・翎鰓料價銀一十一兩三錢零四釐十六毫。『（嘉靖）興寧縣志』
- 萬曆年間。河泊所魚課、……先年、每石派魚課餉鈔連魚油・翎鰓料、價銀三錢二分一厘一毫零。『（萬曆）儋州志』

以上の廣東地方志の記事によると³⁷、明初の河泊所が蠶民より徴収したものは、基本的には米で

³⁵ 李玘修・劉梧纂『（嘉靖二十一年）惠州府志』卷12・外傳・蛋（書目文獻出版社、1991年）、145頁：蛋長、又稱蛋家里長。……但其籍則繫河泊所、在興寧者則編屬縣下六都、立其中甲首甲以領矣。然課額猶稱河泊焉、曰蛋民乃水居者也。隻船支槳、衣不蓋膚、計舟納課；顧炎武『天下郡國利病書』下卷・廣東下（上海古籍出版社、1981年）、436頁：蛋長、又稱蛋家里長。……但其籍則繫河泊所、在興寧者則編屬縣下六都、立其中甲首甲以領矣。然課額猶稱河泊焉、曰蛋民乃水居者也。隻船支槳、衣不蓋膚、計舟納課。……國初置河泊所轄之、歲輸魚課米。また、『天下郡國利病書』前半部分は『惠州府志』の記事と同じであるため、『惠州府志』を引用した二次史料と考えられる。

³⁶ 栗林宣夫『里甲制の研究』（文理書院、1971年）、309頁。

³⁷ 黃國奎修・盛繼纂『（嘉靖）興寧縣志』卷3・地理志下・田賦（上海書店出版社、1990年）、1101-1120頁；曾邦泰修『（萬曆）儋州志』天集・食貨志（嶺南美術出版社、2007年）、189頁；唐冑修『（正徳）瓊台志』卷11・田賦・漁課（嶺南美術出版社、2009年）、152頁。

ある。時には米と海菜・魚鰾・翎鰾・翎毛（水鳥の羽根）・魚油・魚線膠を組み合わせで徴収した。さらに芋麻・鉄に折収（振替換算・折納）して徴収していたことも明らかである。これは、明初における賦税の現物徴収の原則と合致している。だが、蜆民は漁を業とするため、米・芋麻・鉄を納めるには、魚類・貝類などを売って、それから錢で米などを購入する必要がある。このように手間のかかることは蜆民の負担となったに違いない。一方、宣徳年間（1426-1435）から賦税の銀納化が進んだことに伴って、蜆民の魚課も銀で徴収するようになった。例えば、『（同治）韶州府志』巻28・宦績録・王溥によると、弘治十七年（1504）に王溥は、蜆民が魚課を納入するのが困難であったため、銀での納入を認めてもらうよう申請したという³⁸。また、前に掲げた地方志に「價銀十二兩八錢七分五釐」・「價銀一十一兩三錢零四釐十六毫」・「價銀三錢二分一厘一毫零」という記述が見られる。以上の記載はまさに蜆民魚課の徴収が銀納制へと転換していたことを物語る。なお、『（民国）石城縣志』巻4・經政志・賦税・另項起徵によれば、萬曆九年（1581）に蜆民が箔（すだれ）を作って魚課に代えたという³⁹。これにより、廣東河泊所が徴収する物品は時代によって異なることが窺える。

次いで戸ごとの徴収額については、明代の廣東地方志では以下の2史料が見える。1つは『（嘉靖）興寧縣志』巻4・人事部・徭蛋に「1隻の蛋船は即ち1戸、（毎年）1船ごとに4石⁴⁰の米を納める」⁴¹とあり、また『（崇禎）博羅縣志』巻7・雜記・徭蛋によれば、漁撈を業とする蜆民ひとりの賦税は2両と規定されているという⁴²。さらに『（康熙）新安縣志』巻6・天賦志に「蛋戸が米を納める額には差異がある」⁴³と記してある。ただし、先に述べたように、嘉靖朝以降、廣東において多数の河泊所が廃止されたため、その時期においても朝廷は河泊所を通じて蜆民の魚課を徴収したかどうかは明確にできない。

さて、河泊所がどのように蜆民から魚課を徴収したかについて、廣東の蜆民自身が河泊所に赴いて魚課を上納することを明示する史料は見当たらないが、前に挙げた史料が示しているように、地方官府は蜆長を河泊所に派遣して蜆民より魚課を納入させている。よって、蜆民が自発的に河泊所に納めていた可能性が強い。一方、『（嘉靖）香山縣志』巻2・雜賦に「洪武中期、河泊所を建

³⁸ 額哲克修・單興詩纂『（同治）韶州府志』巻28・宦績録・王溥（成文出版社、1966年）、594頁：王溥、同陵舉人。弘治十七年知乳源縣、兼謹平恕。時蜆民漁課難於納米、申請折納本色、民甚便之。

³⁹ 鍾喜焯修・江珣纂『（民国）石城縣志』巻4・經政志・賦税・另項起徵（成文出版社、1974年）、88頁：明萬曆九年、蜆叛剿絶、而課有常供。時知縣但夢騷以箔代課税、以五十一處之埠均派額銀、議詳準行、至今沿之。

⁴⁰ 明代の1石は102.25リットル。吳慧『中国歴代糧食畝産研究』（農業出版社、1985年）、235頁。

⁴¹ 前掲『（嘉靖）興寧縣志』巻4・人事部・徭蛋、1201頁：正統間、……戸一船、船納米四石、餘而輿料皆折銀、今猶以河泊所為額也。

⁴² 蘇元起等撰・陶敬補『（崇禎）博羅縣志』巻7・雜記・徭蛋（嶺南美術出版社、2009年）、351頁：……邑之蛋有二。一編竹為筐筥之屬、一捕魚、皆不徙業。編竹者隸籍于東莞、其賦長歲賦丁銀一錢。捕魚者隸籍于歸善、其賦長歲賦人二兩。十年更籍。……

⁴³ 靳文謩修・鄧文蔚纂『（康熙）新安縣志』巻6・天賦志（嶺南美術出版社、2007年）、84-85頁：魚課、邑四社原屬東莞縣河泊所。明萬曆元年拆分縣治、以四社隸焉。……蛋戸事宜。……其戸納米多寡不同、但有徵米、每石折銀三錢零、無徵米一錢八分零。

明朝廷による蜑民への支配について
—廣東河泊所の統制を例にして— 王 歆歆

て、朝廷が校尉（武官）を派遣し（蛋戸と業戸の戸数を）調査し、これを基に魚課の上納額を定めた⁴⁴とあり、『（隆慶）潮陽縣志』巻9・官署志・河泊に「洪武十四年（1381）、潮陽縣河泊所を創建した際、朝廷が旗軍（衛所の最小部隊）に魚課の上納を督促させた⁴⁵という。これより、明初期には蜑民魚課の上納を督促するために、校尉や衛所の軍人を廣東河泊所に派遣したことがわかる。

以上のように、明朝廷は蜑民の戸籍を作り、この戸籍に基づいて河泊所が蜑民より漁課を徴収していた。蜑民が里甲を通じて河泊所と結び付き、朝廷の管理を受けていたと言ってよいだろう。

三、廣東河泊所支配の衰勢

前章で検討した廣東河泊所の役割を踏まえ、本章では史料からうかがわれる廣東河泊所支配の衰勢について考察したい。

拙稿で既に示したように、明朝廷は廣東蜑民の戸数を調査したことがあったが⁴⁶、現存するデータは前代の唐宋元と後継の清より豊富であった。このことから、河泊所が蜑民戸籍の管理に一定の役割を果たしてきたと言えよう。先述したとおり、毎年、明朝廷は廣東河泊所を通じて蜑民に対して賦税を課した。ただし、『（嘉靖）廣東通志』や『（崇禎）博羅縣志』に蜑民の戸籍は10年ごとに更新し、その生死を登録する⁴⁷とあるように、戸籍冊に登録された蜑民の戸数は死亡があっても10年以内は変更を許さなかったことがわかる。河泊所はこの戸籍冊に基づいて蜑民に対する魚課を納めさせていたため、10年間は蜑民人口の変化があっても魚課の額は変更されず、元々の上納額を徴収されていたと考えられる。

しかも、多数の蜑民は土地を持たない、貧しい漁業従事者である。『（嘉靖）興寧縣志』によれば、毎年1船が4石の米を納めていたという。呉慧は明代の糧食生産量について、「1畝当たりの收穫量は北方で約2.31石、南方で約2.61石である」⁴⁸と述べている。従って、廣東蜑民にとって4石の米を上納するのは、決して楽なことではなかっただろう。そして、顧炎武『天下郡国利病書』の記事によれば、蜑長の中には、徴収の機会を利用して蜑民に高利の貸し付けを行う者もいたことがわかる⁴⁹。また、蜑民は水路に習熟していた⁵⁰ため、地方官府が彼らに船差という徭役を課していた。

⁴⁴ 前掲『（嘉靖）香山縣志』巻2・雜賦、313頁：魚課米、洪武二十四年、二千一百七十九石三斗二升。成化後更定蛋戸二百八十七石二斗四升三合、有閏月加米二十八石七斗三升。業戸一千四十、米四百石四斗七升閏月加米九十五石六斗。……洪武中、立河泊所、遣校尉點視、遂以所點為額。

⁴⁵ 前注32を参照。

⁴⁶ 前掲拙稿「蜑民の源流・人口・地域分布に関する一考察」、55頁。

⁴⁷ 戴環修・張岳纂『（嘉靖）廣東通志』巻22・戸口（書目文獻出版社、2000年）、404頁：蛋有願附籍者、籍之十年一更、而登降其生死。また、前注42を参照。

⁴⁸ 前掲『中国歴代糧食畝産研究』（農業出版社、1985年）、173頁。

⁴⁹ 葉春及『石洞集』紀昀等編纂『欽定四庫全書（第1286冊）』巻11・蛋論（上海古籍出版社、1987年）、618頁：主者又多浚削、奈何不激而亡且盜也；前掲『天下郡国利病書』下巻・廣東下、436頁：彼蛋長每徴課料、則通同旅人稱債主計日行利。每錢一文、明日二文、又明日四文、雖至百文、猶不能已。

⁵⁰ 魏紹修・陳張翼纂『（乾隆）南海縣志』巻6・雜課（嶺南美術出版社、2007年）、164頁：蛋戸以捕魚為生、其於水道最熟。……蜑民系河泊所。

それを示す史料として『天下郡国利病書』下巻・廣東下に「洪武二十四年（1391）、（地方官府が蛋民の）戸籍を作つて南廂の里甲に編入した。糧食を納める以外には船差しか提供させなかった」⁵¹という。以上は明代における蛋民圧迫の実例となる。

特に嘉靖朝以降、廣東蛋民の中にはこうした重圧を受けて、船を捨てて上陸して雇工（長工・短工）となったものがあつた⁵²。真珠を盗むことを生計とする者⁵³や、倭寇・海寇と結んで民衆を劫掠する者も現れた。萬曆年間（1573-1620）には、明朝廷の圧迫に対抗する蛋民が反乱を起こすに至る。その支配の衰勢に対して、朝廷や地方官府は以下のような対策を講じた。第1に、明末期の新安（現在の深圳南山区・香港）知縣周希曜が朝廷に上奏した「條議十四款」⁵⁴の中に、蛋民の連座に関する一文がある。具体的には、10船を1甲とし、1名の甲長を置き、3甲を1保とし、1名の保長を置き、ある蛋民が罪を犯した時は、同じく保甲の関係者が連座して処罰を受けるということを提案するものである。すなわち、この條議は連座の制度を通じて、蛋民と倭寇・海寇の分断や蛋民の不正行為を一掃することを目的としている。しかし、旌德縣（現在の安徽宣城市旌德縣）出身の周希曜は、崇禎十三年-十六年（1640-1643）に新安知縣に任命されたが⁵⁵、明は崇禎十七年（1644）に滅亡したため、この條議は実施されなかった可能性が強い。第2に、嘉靖年間（1522-1566）にはいくつもの廣東河泊所が廃止された（表を参照）。河泊所の建物が民に売却されることもあつた⁵⁶。元々河泊所に属した蛋民は縣の管理するところとなつた⁵⁷。第3に、地方官府によっては蛋民の魚課を軽減する場合もあつた⁵⁸。

前述のように、明初に設立された廣東河泊所は、時勢の推移に伴い、多くが廃止された。特に明

⁵¹ 前掲『天下郡国利病書』下巻・廣東下（上海古籍出版社、1981年）、436頁：蛋民……洪武二十四年、籍其戸為南廂里甲。輸粮之外、惟供船差、不事他役。

⁵² 前掲『（隆慶）潮陽縣志』卷8・風俗志・鄉間之俗、3頁：其南江上又有日蛋戸者、岸無室廬、耕鑿不事、男婦皆以舟楫為居、捕魚為業。舊時生齒頗衆、課隸河泊、近或苦於誅求、逼於盜賊、輒稍稍散去。或有棄舟楫入民間為傭保者矣；姚舜牡『來恩堂草』卷4・論蛋船（北京出版社、1997年）、71頁：蛋之苦、宣自今日哉。差遣頻、並逃籍求生、蓋自元已然矣。國朝正德間、蛋止三十二戸、乃漸增至三百餘。……嗣後興兵、差重逃亡、至什之九。……

⁵³ 前掲『（民国）石城縣志』卷10・紀述志下・事略、936頁：萬曆九年秋八月行清丈法。珠賊殺永安所田千戸。後討斬之。縣原於附海地方設烏兔・多浪・龐村埠以居蛋民、捕魚辦課、後為流商所煽、造船盜珠。是年潛殺官兵。

⁵⁴ 舒懋修『（嘉慶）新安縣志』卷22・芸文志・條議・知縣周希曜條議十四款（上海書局、1974年）、564頁：一編蛋甲以塞盜源、看得海洋聚刼、多出蛋家、故欲為海上清盜藪、必先於蛋家。窮盜源何也。蛋艇雜出、鼓櫂大洋、朝東夕西、棲泊無定。或十餘艇或八九艇、聯合一鯨。同罟捕魚稱為罟朋、每朋則有料船一隻隨之醃魚。彼船帶米以濟此蛋、各蛋得魚歸之。料船兩相貿易、事誠善也。但料船素行鮮良、忽伺海面商漁、隨伴船少、輒糾諸蛋、乘間行刼、則是捕魚而反捕貨矣。當事者未嘗不三令五也、然彌盜之方、總不外於總甲。今議十船為一甲、立一甲長。三甲為一保、立一保長。無論地僻船稀、零星獨釣、有無罟朋、大小料船俱要附搭成甲、編成一保。互報姓名、自相覺察、按以一犯九坐之條、並繩以朋罟同鯨之罪。甲保一嚴、奸船難閃。則盜藪不期清而自清、盜源不期塞而自塞。

⁵⁵ 前掲『（嘉慶）新安縣志』卷5・職官志・文官表、167頁。

⁵⁶ 方尚祖纂修『（天啓）封川縣志』卷5・建置（海南出版社、2001年）、322頁：河泊所。在縣西登榮坊。洪武十四年建、嘉靖十一年官裁革、遺址變賣於民。

⁵⁷ 前掲『（天啓）封川縣志』卷4・事紀、314頁：嘉靖十一年春二月、革河泊所。蛋戸統於縣、立總一人。

⁵⁸ 前掲『（同治）韶州府志』卷28・宦績錄・張慎、597頁：張慎、福建惠安人。嘉靖初、由舉人知英德、廉簡簡靜。平田賦、輕蛋課、毀淫祠、建書院。……

明朝廷による蜑民への支配について
— 廣東河泊所の統制を例にして — 王 歆歆

中期以来、多数の蜑民が廣東河泊所の支配から離脱したため、廣東河泊所は蜑民の支配機関としての役割を次第に失ったと思われる。

おわりに

本稿では、蜑民の魚課を徴収する機関である廣東河泊所を中心として明朝廷の蜑民支配政策を検討した。

明初、朝廷は廣東の蜑民の戸籍を編成して里長を立て、廣東の瓊州府・廣州府・惠州府・潮州府・肇慶府・高州府・韶州・廉州府下の諸縣に河泊所を設けた。これらの河泊所を通じて蜑民の戸籍を管理し、魚課を徴収した。よって、廣東河泊所の役割は蜑民戸籍の管理と魚課の徴収であったと言える。また、蜑民魚課の徴収を行ったのは蜑長である。地方官府が蜑長を河泊所に派遣して蜑民より魚課を集めたことがわかった。当初、廣東河泊所が徴収していた魚課は主に米であったが、その他にも魚油、魚鰾、翎毛、麻などをも徴収していた。明中期以来、賦税の銀納化が行われたため、魚課もまた銀による代納へと次第に変わっていった。さらに、朝廷は蜑民に魚課の徴収だけでなく、船差をも課していた。

このように、廣東の蜑民に対する明朝廷の支配は、唐宋元よりも更に強化されていた。しかしながら、正統年間（1436-1449）以降、蜑民の逃走によって廣東河泊所では魚課を徴収することが難しくなった。そのため、河泊所が多く廃止されるに至った。明末期になると、河泊所という機関を通じて蜑民を支配統制するという政策は、ほとんど効果がなくなつたと考えられる。なぜなら、漁撈を主生業とする蜑民は、経済的に貧しく、生活は非常に不安定であつたうえ、さらに明朝廷が重税を課して彼らの生活を圧迫したためである。この支配の崩壊に伴って蜑民の一部は盜賊・海寇となり、時には反乱を起こした。これにより蘇觀陞・周才雄・梁本豪らの蜑民反乱の問題を生じたが、その詳細な検討については今後の課題としたい。なお、史料の少ない廣西ないし福建の河泊所による蜑民支配については、本稿で提示した廣東河泊所の例を参考にできるとと思われる。

〔附記〕本研究にあたり有益なご助言を戴いた土口史記先生に感謝の意を表する。また本研究は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものである。